

## 令和4年第2回千代田町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 6月2日(木曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○一般質問	6
森 雅 哉 君	6
橋 本 博 之 君	12
橋 本 和 之 君	16
○次会日程の報告	24
○散会の宣告	24
散 会 (午前10時20分)	24
第2日 6月3日(金曜日)	
○議事日程	25
○出席議員	25
○欠席議員	26
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	26
○職務のため出席した者の職氏名	26
開 議 (午前 9時00分)	27
○開議の宣告	27

○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
○報告第1号の上程、説明、報告	35
○報告第2号の上程、説明、報告	36
○報告第3号の上程、説明、報告	36
○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
○同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
○同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
○次会日程の報告	48
○散会の宣告	48
散 会 (午前10時22分)	48

第7日 6月8日(水曜日)

○議事日程	49
○出席議員	49
○欠席議員	49
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	49
○職務のため出席した者の職氏名	50
開 議 (午前9時00分)	51
○開議の宣告	51
○閉会中の継続調査の申し出	51
○日程の追加	51
○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
○町長挨拶	52
○閉会の宣告	54
閉 会 (午前9時13分)	54

令和4年第2回千代田町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年5月27日

千代田町長 高橋 純一

1. 期 日 令和4年6月2日
2. 場 所 千代田町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 2 名 )

1 番	金	子	浩	二	君	2 番	橋	本	博	之	君
3 番	原	口		剛	君	4 番	大	澤	成	樹	君
5 番	酒	卷	広	明	君	6 番	橋	本	和	之	君
7 番	大	谷	純	一	君	8 番	森		雅	哉	君
9 番	川	田	延	明	君	1 0 番	高	橋	祐	二	君
1 1 番	柿	沼	英	己	君	1 2 番	小	林	正	明	君

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 令和4年第2回千代田町議会定例会

議事日程（第1号）

令和4年6月2日（木）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（12名）

1番	金子	浩二	君	2番	橋本	博之	君
3番	原口	剛	君	4番	大澤	成樹	君
5番	酒巻	広明	君	6番	橋本	和之	君
7番	大谷	純一	君	8番	森	雅哉	君
9番	川田	延明	君	10番	高橋	祐二	君
11番	柿沼	英己	君	12番	小林	正明	君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一	君
副町長	石橋俊昭	君
教育長	岡田哲	君
総務課長	宗川正樹	君
企画財政課長	須永洋子	君
会計管理者 兼税務会計課長	茂木久史	君
住民福祉課長	高田充之	君
健康子ども課長	久保田新一	君

産業観光課長兼  
農業委員会長  
事務局長

荒井稔君

建設環境課長

坂部三男君

都市整備課長

荻野俊行君

教育委員  
事務局長

森田晃央君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長

栗原弘明

書記

森田真緒

書記

大川智之

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○議長（小林正明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第2回千代田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○議長（小林正明君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

今定例会に付議される案件は、町長提案の専決処分事項4件、報告3件、補正予算2件、人事案件3件であります。陳情につきましては、お手元に配付のとおり、沖繩を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情が提出されておりますので、報告いたします。

続いて、例月出納検査結果報告については、令和4年1月分から3月分までが監査委員よりなされておりますので、報告いたします。

出席説明員については、今朝ほど配付いたしました一覧表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○会議録署名議員の指名

○議長（小林正明君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今定例会の会議録署名議員は、千代田町議会会議規則第125条の規定により、

5番 酒 巻 議員

6番 橋 本 議員

以上、2名を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長（小林正明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から8日までの7日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から8日までの7日間と決定いたしました。

---

## ○一般質問

○議長（小林正明君） 日程第3、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順といたします。なお、質問は全員一問一答方式で行います。

最初に、8番、森議員の登壇を許可いたします。

8番、森議員。

[8番（森 雅哉君）登壇]

○8番（森 雅哉君） おはようございます。議席番号8番、森雅哉でございます。議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして質問させていただきます。

さて、近年は、環境を取り巻く問題がたくさんあり、昔と比べると環境に関する法律もたくさんつくられています。私たち一人一人が環境に配慮した生活をする時代になっています。その中でプラスチックに関する扱いについても大きな変化があります。

日本では、2020年7月からレジ袋有料化が始まりました。また、2050年までに容器包装等のプラスチック製品を100%リサイクルすることを目指している企業も450社以上あります。そうした中で、今回は特にプラスチックに関することについて幾つか質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初の質問です。プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、いわゆるプラスチック資源循環促進法が今年の4月1日に施行されました。これは事業者が製造するもの、そして販売するものについて、資源循環をより高度化していくための環境整備の一環で、地方自治体と事業所との関わりについても法整備がされました。その中で製造事業者に求められることとしては、例えばできるだけ使用するプラスチックを減らすこと、過剰な包装を減らすこと、耐久性を高めたり再利用できるような設計にしたり、分解や分別が簡単にできるような製品を作ること、またプラスチック以外の素材への切替えの検討や再生プラスチックの利用など多くの項目があります。

また、自ら製造販売したプラスチック使用製品の自主回収、再資源化を率先して実施することも盛り込まれました。コンビニエンスストアに行ってみました。プラスチック製のスプーンなどは今までは当然のように配布されていましたが、4月からは希望者への配布になるなど法律の影響が身近なところでも感じられます。

さて、そのような状況の中、地方自治体では家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化、その他の国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講ずることとなりました。また、これまで容器包装リサイクル法において、市区町村と再商品化事業者のそれぞれで行っていた選別等の中間処理工程の一本化、合理化も可能になりました。

そこで、質問です。今すぐに何かを始めるということはないと思いますが、町内でプラスチック製品を扱う事業者を把握していくことについて、現状や将来の展望などについて教えていただけますでしょうか。坂部建設環境課長、よろしくお願いいたします。



○議長（小林正明君） 坂部建設環境課長。

○建設環境課長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月1日に施行され、3つの大きな基本方針が示されました。1つ目は、プラスチック廃棄物の排出抑制、再資源化のため、プラスチック使用製品製造事業者は設計段階から環境への配慮に取り組むこと。2つ目は、一度だけ使われて廃棄されるワンウェイプラスチックの使用の合理化で、商品の販売やサービス提供に附随して消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品を提供する小売やサービス事業者に対し、提供方法の工夫や提供する製品の工夫による合理化に取り組むこと。3つ目は、市町村、製造販売事業者、排出事業者のそれぞれがプラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化について取り組むこと。この3つの基本方針により、プラスチック使用製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる事業者等において、プラスチック資源循環等の取組みを促進するための措置を講じることとされました。

このため、対象となる事業者の範囲も広く、町で対象となる事業者の全てを把握することは難しいのが現状でございます。対象となる全ての事業者の把握はできておりませんが、プラスチック製品を扱う製造業、プラスチック使用製品を提供するコンビニやスーパー、事業活動に伴ってプラスチック使用製品、産業廃棄物を排出する事業者など事業活動を行っている様々な業種が該当になると考えられます。

また、法律では、市町村の分別収集、再商品化への取組みについても明記されておりますが、本町におきましては家庭から排出されるプラスチック製容器包装類以外の使用済みプラスチック製品についても、拠点開所時において回収をしており、今年度からは町内の事業所において受け入れていただき再資源化を図っておりますので、引き続きプラスチック製品の回収及び再資源化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。引き続きその辺のほうもよろしく願いいたします。

次の質問です。法律的には、例えば従業員の数で20人以下の商業、サービス業以外の業種、あるいは従業員の数で5人以下の商業またはサービス業に属する事業者は、小規模事業者として今回の法律の対象外となります。排出量が250トン以上であれば対象になるようですが、今のところはそのような事業者は町内にはないかもしれません。

それで、その除外された事業者であっても、できればプラスチック製品を扱うのであれば、今回の法律の要旨については、知ってもらうことはよいだろうと思っております。もしその事業所が発展して、数年後に大きくなって対象事業者となったときに、それに対応できるような製品を今から考えておいたほうがよいですし、小規模事業者であっても環境への影響があると考えております。そのような小規模事業者、そして対象事業者についても、プラスチック削減について本町として周知していく

ことについてはどのように考えているかをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小林正明君） 坂部建設環境課長。

○建設環境課長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律で示されました3つの基本方針のうち、排出、回収、リサイクルの段階におきまして、排出事業者にはプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進することが求められております。

森議員のおっしゃるとおり、小規模事業者等は対象から除かれておりますが、事業活動の大小を問わず事業活動に伴って排出されたプラスチック使用製品産業廃棄物であれば、プラスチック使用製品産業廃棄物に該当いたします。このため小規模事業者であっても環境問題を意識して、環境への負荷の低減に努めていただくことが重要であると考えており、事業活動に伴って生じるプラスチック使用製品産業廃棄物の排出抑制の促進や再資源化を行うことができるものにつきましては、極力再資源化していただくことなどについて、町のホームページや環境エコ通信などの情報提供や産業観光課や町商工会などと連携しながら周知を行うように努めてまいりたいと考えております。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。引き続き、その情報提供のほうを続けていただければと思います。

次の質問です。プラスチックの問題については、2019年6月のG20大阪サミットで、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンとして2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにということが共有されて、大阪宣言が採択されました。そして、2021年3月、去年には、実行計画が策定されています。これはブルー・オーシャンという名前のおり、海に関する話です。

さて、本町には利根川という大きな川が流れています。これは海にも流れ込んでいると同時に、貴重な飲み水としての資源でもあります。ここでもプラスチックごみ問題が一つの問題となっております。以前、私も一般質問をさせていただきましたが、マイクロプラスチックという細かな繊維や破片などの流入問題もあります。そこで利根川へのごみの不法投棄について、現状の把握をされているか、またパトロールや立て看板を増やしていくことなどについてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小林正明君） 坂部建設環境課長。

○建設環境課長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

利根川への不法投棄の状況につきましては、不定期ではございますが、主に渡船場の上流からジェットスキーで利用されているエリアについて確認するようしております。昨年度はキャンプが行われている付近で草むらにごみが投げ捨てられている状況がありましたが、現在では改善されているように感じられます。全体的には不法投棄された大型のごみなどはなく、河川敷を利用された方などが持ち帰らなかったと思われる空き缶やペットボトル、容器包装類などのごみが散見されるような状況であると認識しております。

また、本町の利根川河川敷は国土交通省の管轄となります。国土交通省では、ほぼ毎日河川パトロールを行い、不法投棄が頻繁にあるようであれば随時立て看板を立てているとのこと。本町では利根川の水面利用者の安全と流域における秩序ある利用を促進することなどを目的に、令和2年度からシーバード千代田が活動しており、利根川河川敷において安全な河川の利用方法やごみの持ち帰りなどについての啓発活動を行っていただいておりますので、こういった団体と情報を共有しつつ、良好な河川環境の維持が図られればと考えております。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。シーバード千代田のほうは、今は月に1回ぐらいチラシを配布したりしているのですけれども、平日とかいろいろな方が来る曜日がまた違いますので、引き続き、今現在、必要なことは既に行われている様子ですので、状況によってはまた変わるかもしれないのですけれども、確かに私が見ていてもごみは減っているなと思います。プラスチックが特にやっぱり気にはなっていたのですけれども、大きなごみもなくなってきて、みんながきれいに使えばきれいになっていくと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

次に、スマートフォンで使えるごみ分別アプリについてお聞きいたします。ごみの分別について、とても細かく分かるようになっていて、便利なアプリだと思います。ただ、要望としては、今回のプラスチックもそうですが、リサイクル品についてどこに持ち込めばいいのかについても表示できるといいと思っています。これは太田市外三町で共有しているものなので難しいとは思いますが、ちよだecoパークができましたので、そこを有効活用していただくことにもつながると思います。

そこで質問ですが、現在のアプリのダウンロード数が分かるようであれば教えていただきたいのと、アプリの使い勝手の修正については可能かどうか、また可能な場合には本町の町民に向けた対応が可能かどうかについても教えていただけますでしょうか。

○議長（小林正明君） 坂部建設環境課長。

○建設環境課長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

令和3年4月から運用を開始しましたごみ分別アプリにつきましては、太田市外三町広域清掃組合で運営しているアプリで、構成市町の太田市、千代田町、大泉町、呂楽町にお住まいの方が、自分の住んでいる地域を設定することにより、ごみ出しカレンダーやごみの出し方、ごみ分別辞典などをご覧いただけるとも便利な機能を有しております。

ご質問のダウンロード数でございますが、4月末時点で総登録者数は3,671件で、このうち千代田町につきましては613件の登録数となっております。

また、使い勝手の修正や本町の町民向けの対応が可能かにつきましては、組合に確認したところ、対応可能とのこと。現在、全体的な修正としましては、各市町の外国語版の分別資料の掲載を予定しております。また、個別の修正につきましては、拠点回収場所としてKAKI NUMAアクアの記載がまだ残っておりますので、こちらの記載を削るとともに、新たな拠点回収場所であるちよだe

c oパークについての記載を追加予定で考えております。多くの方にご利用いただき、いろんな意見を頂戴することにより、更に使いやすいアプリになっていくものと思いますので、議員の皆様におかれましてはぜひとも活用いただきまして、使い勝手を教えていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。もう少しダウンロード数が増えてもいいかなとは思って、私もちょっとどうすればいいのか分からないときに使うことがありますので、ずっと使っていれば頭に入ってくるかと思うのですけれども、やっぱりこういうアプリがあるとすごく便利ですので、また多くの人が使っていればいいと思いますし、外国語版というのはすごくいいので、ぜひそういう感じで修正しながら、引き続き運用していただければと思います。

では、次の質問です。現在、I S O 9001、14001への補助が予算として計上されています。ただ、あまり活用されていない現状ではないかと認識しております。以前は、事業者の発展としてI S O 9001が主流になっていた時期がありますが、現在はどちらかというとI S O 14001の環境に関する企画も注目されています。特に本町では利根川が近いこともありますし、昨今のプラスチック問題やC O<sub>2</sub>の排出量の抑制なども求められていまして、それらにも町として協力していくことがよいのではないかと思います。

そこで、環境に関するI S O 14001やエコアクション21などの認定を取得するために、例えば事業者へ促進のためのパンフレットを配布したり、商工会との連携などで環境問題に更に注意を向けていくような取組みもよいと思います。本町では、最近では新型コロナウイルスの影響で事業者の交流会が中止になってしまいましたが、そういう場所でも環境問題への周知を行ったり、補助金の活用促進のPRをしてもよいと思います。そのようなパンフレットの配布などによる環境問題への取組みについて、今後のことをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小林正明君） 坂部建設環境課長。

○建設環境課長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

町で補助制度を設けておりますI S O 14000シリーズの活用状況につきましては、議員のおっしゃるとおり、あまり活用されていないのが実情でございます。町の補助制度を活用しないで取得されている事業所もあるかと思いますが、取得が進まない理由の一つとして、認証取得にかかる費用や更新料なども挙げられるのではないかと考えられます。

環境省では、費用面においても中小企業が取り組みやすい環境マネジメントシステムとしてエコアクション21の認定登録制度を推進するとともに、群馬県においては環境G S（ぐんまスタンダード）という認定制度があります。群馬県のホームページに認定を受けた事業者の一覧が掲載されておりまして、千代田町では約40社が環境G S（ぐんまスタンダード）の認定を受け、温室効果ガスの持続的な削減に努めていることが分かります。

また、これらの認定制度によらず自社で独自基準を設けてマネジメントに取り組んでいる企業もあるかと思えます。どの制度に取り組むかは企業の判断となりますが、企業の環境への取組みについて支援し、環境への負荷の少ない循環型社会づくりの実現に向けて群馬県や商工会などと連携を図りながら、これらの制度についてホームページへの掲載やパンフレットの配布、先ほど議員がおっしゃれたとおり、企業情報交換会等でのブースの設置などにより周知をしていければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。恐らく環境マネジメントシステムは、CO<sub>2</sub>の排出抑制とかそういうのはあるのですけれども、リサイクルに関しては、やる、やらないはその事業所によることになっていると思うのです。ですから、なるべくリサイクルをするという方向で本町の事業者が特に進めていけるような環境づくりというふうになればいいなと私のほうは思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問になります。ちよだe c oパークについてです。今回は主にプラスチックに関してお聞きしたいと思います。リサイクルについて基本は、事業者は独自で行うこととなっておりますし、ちよだe c oパークはそもそも事業者は対象外だと思いますが、事業者のリサイクルに協力できないものかについて検討していただければと思います。

例えば、金属類は通常は各事業者が専門業者に有料で引き取ってもらっていますが、町で無料で引き取ることにすると、少量のために処分に困っている業者からの持込みも期待できるかもしれません。そのような業者からの持込みについてのお考えをお聞かせいただければと思います。

それと、ちよだe c oパークは何名体制で行う予定かについても併せて教えていただけますでしょうか。

○議長（小林正明君） 坂部建設環境課長。

○建設環境課長（坂部三男君） ご質問にお答えいたします。

議員もご承知のように、事業者から排出される廃棄物につきましては全て事業系の廃棄物となりまして、排出事業者にはごみの種類、量にかかわらず全ての廃棄物を適正に処理したり、再資源化などによりごみの減量化を図る責務がございます。事業者のリサイクル支援のため、事業者から持ち込まれましたプラスチック製品などをちよだe c oパークで受入れの検討ができないかというご質問でございますが、ちよだe c oパークにつきましては一般のご家庭から排出される一般廃棄物のうち資源物を対象として回収し、再生利用を図るために設置された施設となっております。

一方で、事業活動に伴って排出される廃プラスチック類につきましては産業廃棄物に該当することになりますので、ちよだe c oパークでは取り扱うことができません。

また、事業系の一般廃棄物につきましては、太田市外三町広域清掃組合のクリーンプラザやリサイクルプラザで処理できるものにつきましては、手数料をいただいて受け入れておりますので、こちら

の施設をご利用いただければと思います。

また、ちよだe c oパークの運営体制についてでございますが、5月10日にオープンし、毎週火曜、木曜、土曜の午前9時から午後1時までシルバー人材センターから常時3名の方を派遣いただきまして運営をしている状況でございます。

○議長（小林正明君） 8番、森議員。

○8番（森 雅哉君） ありがとうございます。状況がよく分かりました。

これで一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林正明君） 以上で8番、森議員の一般質問を終わります。

続いて、2番、橋本博之議員の登壇を許可いたします。

2番、橋本議員。

[2番（橋本博之君）登壇]

○2番（橋本博之君） おはようございます。議席番号2番、橋本博之でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

久しぶりの登壇ですので、大変緊張しております。お聞き苦しいところがあるかもしれませんが、ご容赦のほどよろしく願いいたします。私からは子育て世代が安心して暮らせるまちづくりについてお伺いします。

コロナの中、経済が目まぐるしく変化し、冷え込んでいる状態が続いています。家計への影響を心配される方も多いと思います。そんな中、更に追い打ちをかけるように物価が上昇しています。原材料の高騰や物流コストの上昇など様々な要因が考えられます。ほかにもガソリン代や光熱費の高騰も悩ましいでしょう。

また、住宅ローンを抱えているご家庭も多く、厚生労働省の2019年国民生活基礎調査の概況では、児童のいる世帯で借入金があると答えた方が55.8%とありました。子育て世代では住宅ローン以外でもお子様にかかる食費、衣類、教育費などの負担も大きいと思います。高校生の医療費も負担となっていると思います。そこで、福祉医療制度の対象者範囲について質問します。

本町では、現状、中学生世代の入院費と通院費等の保険診療の自己負担相当分と高校生世代の入院費のみが助成範囲となっています。前橋市では、本年度4月1日より高校生世代の医療費助成を入院費のみから通院費等の保険診療の自己負担相当分も助成の範囲の対象としました。群馬県内35市町村のうち、前橋市を含め9市町村が18歳年度末まで医療費助成範囲を拡大しています。本町でも医療費助成範囲の拡大を進める考えはありますか、高田住民福祉課長にお伺いします。よろしく願いします。

○議長（小林正明君） 高田住民福祉課長。

○住民福祉課長（高田充之君） ご質問にお答えいたします。

千代田町の福祉医療制度は、子供、重度心身障害者または母子家庭等の一定の要件を満たす方が医

療機関等で診察を受けたときに、保険診療の一部負担金を助成することにより、健康管理の向上に寄与し、福祉の増進を図ることを目的とする制度です。町へ申請し、認定を受けた方には、福祉医療費受給資格者証が交付され、医療の給付を受けた際の一部負担金について町が負担をしています。群馬県では群馬県福祉医療費補助金交付要綱において、医療に要する費用の一部を支給する市町村に対して、対象経費の2分の1の額を補助することとしております。

現在、同要綱では、子供の対象範囲は出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までのもの、つまり中学生までの医療費の2分の1の額を群馬県が補助しております。本町では、子供の対象範囲を所得制限なく平成20年4月より中学校卒業までとし、福祉医療費受給資格者証を交付しております。また、平成29年4月からは、町単独制度として高校生世代の入院費用についても対象の範囲を拡大しまして、既に医療費助成を開始しております。県内でも導入されたのが早く、本町の福祉医療制度は充実していると考えております。

そのほか高校生世代の母子家庭、父子家庭の生徒は、子供の区分としてではなく、母子家庭等として、また身体障害者手帳などを交付されている高校生世代の子供についても重度心身障害者の区分として福祉医療の対象となっており、入院、外来ともに自己負担なしで受診できている状況にありますので、必要とされる多くの方への支援ができていていると考えております。

子供の対象範囲を高校生世代の通院費用まで拡大し、試算いたしますと、高校生世代の人口はおおよそ320人で、通院費用は年間約650万円と推計されます。この高校生世代の通院費用については群馬県の補助対象ではないため、全額町が負担することになることから、今後も費用負担等を調査研究してまいります。

子供の医療費助成は、子育て世帯の負担を軽減するとともに、子供たちが安心して必要な医療が受けられるよう整備された制度ですが、一方で福祉医療費制度による医療費の助成は、皆様からお預かりした税金により賄われています。将来にわたり福祉医療の制度を維持していくためにも、町民の方へ適正な受診を心がけていただくよう周知を図り、公正、公平性のある適切な制度運営に努めてまいりたいと思います。

○議長（小林正明君） 2番、橋本議員。

○2番（橋本博之君） ご答弁ありがとうございます。子育てにはお金のかかる世代への支援でもありますので、その実態を身近に捉え、対応をお願いします。

次の質問ですが、お金の心配なしに安心して医者にかかれることは、子供の命をしっかりと守ることに大きくつながります。病気ならできるだけ早く受診することで病気が軽く直る可能性が高くなると思います。また、親の子育ての不安を取り除くためにも安心して受診できる診療所が多く必要なのではないかと思います。本町では内科2件、歯科4件、眼科1件、接骨院2件です。近隣の町に比べると心もとないと思います。今のところ子供たちのかかりつけの医師が多方面に広がり、大泉町、明和町、邑楽町、館林市、太田市の病院や診療所を利用している方が多いと思いますが、やはりかかりつ

けの診療所があれば安心して暮らしていけると思います。町全体で診療所が増えてくれればありがたいですが、西地区のほうで内科医が2件あります。東地区にもぜひ欲しいところであります。

そこで、診療所の誘致について、本町のお考えをお聞かせください。久保田健康子ども課長、よろしくをお願いします。

○議長（小林正明君） 久保田健康子ども課長。

○健康子ども課長（久保田新一君） ご質問にお答えします。

まず、本町内の医療機関の状況についてでございますが、眼科及び歯科を含みまして7件ございます。そのうち小児科及び内科を診療科目としている医療機関は2件ございますが、橋本議員のおっしゃるとおり、この2件はともに西地区でございます。

東地区には眼科及び歯科が1件ずつありますが、小児科または内科を診療科目とする医療機関はございません。医療機関が身近にあるということは、住民が生活をしていく上で安心につながる大切なことだと思います。本町に限らず全国的に医師不足、また地域間での医師の偏りという問題が存在しておりますが、地域の医療体制の安定拡大を図るため、5年後、10年後といった長期間を見据えまして、医療機関の誘致を進めていく必要があると考えております。

東地区、西地区それぞれにバランスよく医療機関を配置できると理想的だとは思いますが、まずは千代田町全体としまして医療機関の誘致を促進していくことが必要だと思います。今後、医療機関誘致を促進するために、県や医師会などから情報収集を行うとともに、用地につきましては企業誘致の担当課でございます都市整備課と連携いたしまして、診療所や病院を開設しようと考えている医師に対しまして、本町内で開業していただけるよう誘致に向けて積極的に取り組んでいければと考えております。

○議長（小林正明君） 2番、橋本議員。

○2番（橋本博之君） ご答弁ありがとうございます。やはり開業を志す勤務医に目の留まるような支援策を考えていかなければならないのかなと思います。また、町の発展も開業に必要な要素となると思います。やはり利根川新橋は、本町を劇的に変化、発展させるものと期待しているところであります。

5月9日、館林市文化会館にて群馬県未来構想フォーラムが行われました。山本群馬県知事と館林市長、板倉町長、明和町長、千代田町長、大泉町長、邑楽町長によるディスカッションをする場にて、高橋町長が山本知事に新橋について熱いディスカッションをしたと知人から聞きました。群馬県のホームページからYouTubeにて公開されていますが、今のところその場面は準備中でございます。大変残念であります。ちょっと私自身は見ていませんので、公開されましたらぜひ確認したいと思います。

次の質問ですが、町が発展しますと、当然ながら交通量が増加します。商業施設に買物に来るお客様や企業に通勤する車両であります。通勤時間が重なれば渋滞を起こす時間帯があると思います。そ



の渋滞を避けるため、細い路地に進入してくる車もあるでしょう。特に上中森周辺では、通学路が危険になる場所が増えると思います。そこで、児童生徒が登下校を安心して通学するため、PTAや交通指導員の見守りや教職員の引率のほかに、新たなボランティア団体が必要になるのではないかと思います。本町では、新設を考えるお考えはありますか、岡田教育長にお伺いします。よろしく申し上げます。

○議長（小林正明君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたします。

橋本議員もご承知のとおり、工業団地の造成に伴い、企業の進出が控えておりますことは周知の事実であります。そのため企業の進出や操業開始により、本町に流入してくる交通量は更に大型車両の往来が増加すると予想されます。周辺の町道はもちろんですが、県道につきましても通勤及び帰宅時間帯において慢性的な渋滞が発生するかもしれません。また、渋滞を避けるために多くの車両が通学路や農道に流入し、出会い頭の交通事故等の発生が懸念されるところであります。これらのことを鑑み、通学路の安全対策として新たなボランティア団体の必要性を問う質問であろうと思います。

結論から申し上げますと、現在のところ新たなボランティア団体を必要とは考えておりません。このように申し上げるのは、現段階において企業は操業しておらず、交通量や混雑の時間帯、通学路の危険性を計り知ることができない状況であるからです。また、危険性につきましても登下校時の時間帯に交通量の増加が見込まれるのか、それとも登校時もしくは下校時のみに限ってのことなのか、それによっても異なります。

上中森、下中森地区周辺の児童生徒が使う通学路は、ふれあいタウン上中森エリアの南側を東西に走る町道であります。この町道においてふれあいタウン上中森エリアの東側角にある交差点には、毎朝、東小学校の保護者がローテーションにより交通安全活動を行っております。また、平日の毎週月曜日、毎月1日、春、秋の全国交通安全運動期間には、交通指導員も加わり児童生徒の見守り活動を行っております。

また、西側の主要地方道足利邑楽行田線を横断する手押し信号交差点も同様に、毎朝、保護者が交通安全活動を行っております。更に、交通指導員と同様に、総務課危機管理室も交通安全パトロールを実施しております。このほか、毎朝、ボランティアとして下中森から上中森地区まで児童に付き添い、登校を見守ってくださる方もいらっしゃいます。更に、防犯活動が中心ですが、子どもの安全安心パトロールボランティアの方々には、都合のつく範囲内で登下校を見守っていただいております。皆様のご尽力により、この見守り活動は周辺を走るドライバーの目に留まり、危険運転の防止に絶大な効果があると思っております。

以上のことから、通学路における危険性の増加が不明確であり、日頃の見守り活動を鑑みまして、今のところ新たなボランティア団体が必要であるとは考えておりません。もちろん今後の状況いかん

によっては、新たな交通安全対策や見守り活動等が必要になることは否定できません。そのため新たなボランティア団体が必要になった際には、橋本議員をはじめ議員の皆様には率先して参加いただき、お力添えを賜ればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小林正明君） 2番、橋本議員。

○2番（橋本博之君） ご答弁ありがとうございました。やっぱりなかなか難しい現況なのかなというところで、子供たちの命に関わる問題ですので、別の手段があれば考えていただければと思います。また、私自身も何かできないか研究してまいりたいと思います。

子育て世代が安心して暮らせる町について伺ってきました。現状でも福利厚生が厚い町であることは間違いないと思います。商業施設や企業誘致などにより、本町も大きく変わるでしょう。何事も臨機応変に対応していただければと思います。

以上で私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（小林正明君） 以上で2番、橋本議員の一般質問を終わります。

続いて、6番、橋本和之議員の登壇を許可いたします。

6番、橋本議員。

[6番（橋本和之君）登壇]

○6番（橋本和之君） 議席番号6番の橋本和之でございます。議長に登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思っております。

私の質問は、大きく2つの項目を予定しています。まず初めといたしまして、小中学校とこども園の第6波コロナ対応について質問をしていきたいと思っております。今回のコロナ感染第6波の特徴といたしましては、子供の感染が爆発的に増えたことが挙げられます。家庭内での感染が学校やこども園を経由して、別の家庭でまたクラスターを発生させるというパターンが多かったように思います。そこで罹患した子供へのケアについてお聞きします。罹患したことについて差別されないようにすることや、罹患後の後遺症への対処など学校やこども園でどのように対応したのかを学校は教育長に、こども園は健康子ども課長にお聞きします。よろしくお願いいたします。

○議長（小林正明君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 今回のコロナの発生状況について、学校としてという立場でお答えしたいと思います。質問にお答えいたします。

子供を感染源とした家庭内クラスターにつきましては、テレビや新聞、ネットニュースなどの報道で取り上げられたことがあったかもしれませんが、しかし、本町においては、そのような事実や報告は現在までのところございません。家庭内での感染が確認されていることは事実であります。公表されている情報等を精査しますと、感染ルートについては不明なものが大半です。

さて、小中学校では児童生徒が新型コロナウイルスに感染した場合、または濃厚接触者として判断された場合、保健所や学校医の指導に基づいて学校を休んでいただいています。罹患した児童生徒のケアにつきましては、全ての教職員がいつも以上に注意深く見守り、場合によっては不安な気持ちを和らげるため、相談の場を設けたりもします。

しかし、基本的にはふだんと同じように接しております。なぜなら過度に心配して接することにより、逆に差別が生じることを懸念するからであります。また、罹患後のケアばかりではなく、日頃から差別を生まない対処を行っております。例えば新型コロナは誰もが感染者、濃厚接触者になり得る状況であることを日頃から伝え、学校関係者に陽性者等が出た場合に、送信するメール文にはそのような一文を入れています。また、道徳や学級活動の中で人権感覚を養う指導を行い、コロナに感染した仲間にもどのように声をかけるのかなど具体的な場面を想定し、考える機会を設けております。

更に、職員間では、いかなる欠席理由についても明言しないことを共通理解しており、健康観察の中でも伝わらないように配慮しています。そして、罹患後の後遺症への対応ですが、現在のところ小中学校ともに後遺症を抱えた児童生徒の報告は受けておりません。今後、罹患による後遺症を抱えた児童生徒がいた場合、その保護者には医療機関の指導を最優先に考えていただくとともに、学校に復帰した場合は、後遺症の状況を理解し、寄り添ったケアに努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小林正明君） 久保田健康子ども課長。

○健康子ども課長（久保田新一君） ご質問にお答えします。

こども園では園児が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、保健所や園医の指導に従いまして、その園児にはこども園を休んでいただきました。罹患した園児とその家族への配慮としまして、こども園の全保護者に対して感染拡大防止の協力依頼をメールで送信した際に、併せて罹患した園児やその家族の人権尊重や個人情報保護の観点から、詮索や個人の特典、また差別につながるような行為は行わないようお願いいたしました。

また、罹患後の後遺症につきましては、現在、こども園からの報告は受けておりませんが、万が一園児に後遺症が生じた場合には、その後遺症の状況をよく理解した上で、園児とその保護者に寄り添った丁寧な保育に努めたいと考えております。

○議長（小林正明君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。教育長からは、ふだんから差別が生まれないように対応しているという言葉をいただきまして、適切な対応が全体的に取れたのかなと思っております。今後も第7波があることも十分考えられますので、今回の対応を生かしてまいればよいのかなと思っております。

次の質問に行きます。学級閉鎖中にオンライン授業が行えたことは、1人1台端末貸与が生かされて大変よかったことだと思います。ただ、自宅での授業になるため、貸出しの端末とは別の端末、ゲーム機などをしながら授業を受ける児童もいたように聞きましたが、実際の家庭学習におけるオンラ

イン授業はどのような形で管理運営を実施しているのかを教育長にお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小林正明君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えいたします。

昨年の8月から9月にかけて、全国的な新型コロナウイルス感染症の爆発的な感染拡大の結果、群馬県において緊急事態宣言対象地域となりました。ここで、本町の小中学校では、2学期始めの8月30日から9月12日までの2週間を健康観察期間として、感染防止対策の徹底に努めました。この健康観察期間では、学校での4時間授業後、給食を取ってから下校し、タブレット端末を用いたオンラインによる学習支援を行いました。

最初の1週間は、まずオンライン接続のための環境確認を行い、クラス担任や各学年の教職員が中心となって、オンラインの接続状況を確認しながら健康観察や学活を中心とする授業を実施しました。次の1週間では、実際に担任や教科担任によるオンライン授業を行いました。オンライン授業につきましては、誰もが初めての経験でありました。しかし、各教員が試行錯誤を重ねた結果、授業を行う先生や黒板を映し出すだけでなく、複数台のタブレットを活用することにより、生徒の意見の吸い上げや集約、オンライン上での活発な交流など一人一人に適した学びや協働的な学びを行うことができました。

また、宿題等について、タブレット端末を用いた送信や提出を行い、ICTを活用した家庭学習を推進することもできました。更に、2月から3月にかけて本町の学校現場においても新型コロナウイルス感染者が多く見られるため、学年閉鎖や学級閉鎖の措置を取らざるを得ませんでした。その際、2学期始めに実施したオンライン授業の経験を生かし、各学校、学級ごとに担任や教科担任によるオンライン授業を本格的に実施することができました。

ご指摘のように家庭でのオンライン授業は、授業に集中できない環境下であり、賛否が尽きないところも事実であります。しかし、今後、オンライン授業をせざるを得ない状況になってしまった場合、これまでの経験や教訓を生かしつつ、よりよいオンライン授業が実施できるよう調査研究に努めてまいりたいと考えているところであります。よろしく願いいたします。

○議長（小林正明君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） ご答弁ありがとうございます。私が聞くところだと、中学生は2月、3月、オンライン授業ができて大変役に立ったという声をすごく多く聞きました。課題は小学生なのかなとは思っているのですが、特に子供だけで受けるときに少し工夫がもしかしたら必要なのかなと思っております。オンライン授業は、教育長のお話にもありましたけれども、始まったばかりのことでございますよね。これから子供たちも先生も経験を積むことで、より効率的で有効なオンライン授業になっていくことを期待したいと思っております。

次の質問に行きます。今回の第6波では、子供の感染者が急増したことが特徴となっています。それを考えると、子供にもワクチンは有効だと思いますが、学校から保護者へ要望することは国からの指示で難しいようでございます。そこで、健康子ども課から何かしらかの啓発活動が必要ではないのかなと思われるのですが、何か考えはありますでしょうか。健康子ども課長にお聞きしたいと思います。

○議長（小林正明君） 久保田健康子ども課長。

○健康子ども課長（久保田新一君） ご質問にお答えします。

国内における5歳から11歳の小児の新型コロナウイルス感染症につきましては、令和4年1月以降のオミクロン株の流行に伴いまして、感染者全体に占める小児の割合が増加しまして、基礎疾患がある小児では新型コロナウイルスに感染することで重症化するリスクが高くなるということが報告されております。

このような中、現在では、5歳から11歳につきましてもワクチン接種の対象となっておりますが、使用できるワクチンはファイザー社製のワクチンで、有効成分の量は12歳以上で接種する量の3分の1となりますが、デルタ株等に対して中和抗体価の上昇、また発症予防効果が確認されておきまして、オミクロン株に対しても感染予防効果が期待されているところでございます。

しかしながら、現時点におきまして、小児につきましてはオミクロン株に対する発症予防効果や重症化予防効果に関する根拠が確定的でないことなども踏まえまして、予防接種法上の接種を受けるよう努めなければならないといういわゆる努力義務の規定の適用は見送られております。そのためワクチン接種のメリットとデメリットを保護者が十分理解し、納得した上で接種をするかどうかの判断をしていただく必要がございます。

このようなことを踏まえまして、本町ではワクチンの接種券を個別に送付する際に、ワクチンの有効性や副反応等に関する啓発資料を同封するとともに、町ホームページに5歳から11歳の方のワクチン接種に関する情報を掲載するなど保護者がワクチン接種について判断する際の参考となる資料としてご活用していただき、納得した上で接種をしていただけるよう情報提供を行っております。今後も町広報紙や町ホームページ等で、小児だけでなく全ての世代に向けて新型コロナワクチン接種に関する適切な情報提供を行うとともに、接種をすると判断された方に対しましては、引き続き接種をする機会を提供していきたいと考えております。

○議長（小林正明君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 分かりました。引き続き啓発をしていただければと思います。

保護者の理解が得られやすい小学校の高学年だけでも、学校とかで集団接種が受けられると感染予防に効果があるのではないのかなと思いますので、その辺の検討をしていただけるといいのかなと思っております。

次の質問に行きます。今回の第6波では、学校を経由する形で感染の広がりを見せましたが、長期

間の学校閉鎖などにはならず、学級閉鎖で乗り切れたことでうまく対応ができたと思っております。もちろんコロナとの付き合いが3年目に入りましたので、対応に慣れてきたことも一因と思います。学校でのコロナ対応は、第6波だけでなく、この先も続くものと思いますが、ここまでの対応についての総括を教育長にお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（小林正明君） 岡田教育長。

[教育長（岡田 哲君）登壇]

○教育長（岡田 哲君） 質問にお答えする前に、学校を中心とした感染の広がりというような言葉も聞こえてきたのですけれども、それは学校でうつっているのではなくて、家庭の中で発生したものが学校に来ているので、学校では次に広がらないために情報を流しているのです、あたかも学校で発生しているかのように見えるのだと思うので、その辺は誤解のないようお願いしたいと思います。

それでは、質問にお答えいたします。先ほど申し上げましたとおり、本町における第6波感染状況に関しまして、学校を起点に感染の広がりを見せたという事実はございません。確かにこれまで比べますと、児童生徒をはじめとした学校関係者の感染が多かったのは事実ではありますが、家庭内感染また感染経路不明がほとんどであります。

さて、これまでの新型コロナウイルス感染症対策としては、当初から現在に至るまで文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルを教職員間で共有し、それに沿ってきめ細かな対応を行ってまいりました。主としては、教職員や児童生徒の健康観察、手洗いやうがい、励行、新型コロナウイルスへの注意喚起、マスク着用の徹底、消毒薬の設置、使用など日頃から私たちが実践している内容であります。

もちろん給食での黙食は当然のことであり、感染防止対策に万全を期しながら学校行事も可能な範囲で行ってまいりました。また、昨年9月には、本町独自の新型コロナウイルス感染症感染者発生に係る臨時休業等実施のガイドラインを作成し、小中学校共通の臨時休業実施基準を定めました。更に、学校を休んでも欠席扱いにならない出席停止の基準も感染状況に合わせて適宜検討を重ね、小中学校共通の対応を行いました。

具体的には、同居の家族を含め体調が悪い場合は無理をせずに休むこと、登校してから発熱等の体調不良が生じたとき、町内小中学校に兄弟姉妹が在校している場合は、その児童生徒も一緒に早退させることであります。更に、町内こども園との兄弟姉妹関係、児童館や学童クラブの利用に関しても配慮できるよう、健康子ども課や社会福祉協議会とも情報を共有し、日頃から情報交換を行うことで感染拡大の防止に努めてまいりました。

これまでの対応といたしましては、保健福祉事務所の指示や指導を遵守し、必要に応じて学校医の指示を仰いだことはもちろんですが、様々なケースが生じるため、各関係機関との連携を図りながら、喫緊の案件と捉え対応したことが功を奏したのだと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（小林正明君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 教育長、ありがとうございました。学校感染を、すみません、私も自分で口述書を作っている関係でまた読んでしまって申し訳ございませんでした。学校が感染源ではないということですね、はい。今回、子供がちょっと多かったというので、そういう形でお話をさせていただきました。

学校のコロナ対応といたしましては、大きくは感染対策としての学校運営と、授業を滞りなく進めるオンライン学習に大別できるのかなと思っています。それに加え、修学旅行や運動会などのイベントも学生時代の貴重な思い出となるものが多いですので、なるべく通常どおり開催できるように取り組んでいただければと思います。

先月、5月5日付上毛新聞において、邑楽郡5町で婚活パーティーを今年の秋に開催する予定と発表がありました。本町の高橋町長からの提案ということもあり、大変期待をしているところであります。今まで常任委員会や予算決算委員会などで婚活の話題が出ると、今までも開催したことがあったが、期待したほど人数が集まらないなどで実施を見送っていた経緯があります。そういう流れがあった中での今回の開催との新聞発表だったので、生命保険会社の協力を仰ぐとの記載がありましたが、高橋町長に何か秘策があるように思われるのですが、今回の婚活パーティーはどのような内容で実施していく予定なのかを町長に、お待たせいたしましたがお聞きしたいと思います。

○議長（小林正明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 質問にお答えします。

5月5日付の上毛新聞において、邑楽郡5町婚活パーティーを今秋、100人規模にて開催するとの記事が掲載されてあったかと思うのです。本町における最上位計画であります千代田町第6次総合計画におきまして、重点施策、人口減少社会に対応したまちづくりの目標の一つとして、結婚・出産・子育て支援を掲げております。その中で、ほかの市町村や企業との連携によりまして若年層の出会いの機会の創出を図るとしておりますが、出会いのきっかけをつくることで結婚の機会の増加につながると期待をしております。

まずは、先ほど議員が述べたように、婚活と書いてあったのですが、私的には恋活ですね。出会いの場のきっかけづくりですから、結婚を何が何でも前提でなくて、出会いの場ですから、淡い恋かどろどろした恋かそれは分かりませんが、そういうきっかけづくりをつくっていききたいなと、そういう方向で考えております。

また、議員の質問にあるような秘策は特にありませんが、今秋、今年の秋ですね。秋の開催に向けて邑楽郡5町及び館林市や包括連携協定を結んでいる企業と協議を行いながら、多くの方に参加してもらえる魅力あるイベントになるよう内容を詰めていきたいと、こう考えております。

今現在なのですが、館林市からも申出がありました。また、沼田市選出の県会議員のほうか

らも連絡がありまして、沼田市も仲間に入れてくれという申込みも現在あります。なお、現在行われている県議会、おとといの県議会では、この邑楽郡5町、千代田町を中心とした婚活の件である議員が、西毛の議員ですけれども、一般質問もしております。県のほうの赤い糸プロジェクトというのがあるのですけれども、これを県のほうも進めているのですけれども、これは誰でも参加できるわけではないのです。これはあるいろんな団体に所属している方に限るということなのです。例えば消防団に所属しているとか、商工会に所属しているとか、そういう方しか参加できないのです。そう考えていきますと、我々はそこは裾野を広げて多くの方に参加していただいて、そのきっかけづくりをつくっていきたくと、このように考えております。

例えば、各町でイベント等も行っておりますので、そういう場所にも、その延長線上にもぜひ出会ったカップルも含めた中で、グループでもいいですし参加していただきながら、いろんな部分で恋を温めていただければと、多くの方に参加していただければと、こう考えております。

議員さんのほうも既婚者は駄目なのですけれども、独身の方、独身ですと離婚している方も大丈夫ですから、ぜひ皆さんも知り合いも誘っていただきながら参加していただければありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小林正明君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 町長からブーメランが来ることはある程度予想はしていたのですが、議員の中にでも対象者がいるものですから、何か協力できることがあればしていきたいとは思っております。ただ、ちょっと商品価値がどうなのかなという気はしないではないのですけれども。お話を聞かせていただきまして大変期待できる内容かなと思いましたので、楽しみにしていきたいと思っております。

次に、今までの課題といたしまして、婚活事業では回数を重ねると参加者が同じ顔ぶれになるなど継続実施に問題があったと話を聞いていました。そのことを踏まえますと、今回の婚活パーティーは恋活だというお話もちょっとありましたけれども、今後2年、3年と継続していく場合に、どのような取組みを考えているのかを町長にお聞きしたいと思っております。お願いします。

○議長（小林正明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議員の質問のとおり、一般的に回数を重ねるごとに参加者の顔ぶれが同じとなる傾向にあります。本町においても平成23年から27年度に町民プラザが実施してきた婚活イベント「ヤングセミナー」においても同じような傾向があったと記録があります。

今回の婚活、恋活パーティーについては、邑楽郡5町及び館林市と包括連携を結んでいる企業と実施するものであります。今のところ継続については考えておりません。仮に継続をする場合においては、今回、イベント結果を踏まえつつ、よりよいものとなるよう精査、見直しを行う必要があると考えております。今回の婚活パーティーを出会いのきっかけとしていただきながら、その後、各町のイベントに先ほど述べたように各自治体が行っているイベント等にも参加できるように、自然体でお付



き合いができるような形をつくっていければというふうに考えております。

これは今年度で1回やってみて、その後、出会った同士が継続して、最後は結婚して、先ほどほかの議員が、橋本議員が子供世代の質問していましたが、将来的には今、庁舎内でもいろんな部分で広く考えていくと、子育て世代、人口減少対策も含めた中で、我々も今庁舎内でいろいろ検討しているところであります。そんな中を含めて、まずはカップルができて、町内に在住していただいて、それから出産を願わくばしていただきたい。今、群馬県がお子さんが1.5人ぐらいだと思うのです。昔はたしか3.3近くあったと思うのです。それを少しでも千代田町においても上げていけるように、そうすることによって人口減にも少しでもそれを食い止めていきたいと、このように考えています。

先ほど述べたので沼田方面の方が、なぜこちらに申し出たと理由も聞いたのです。聞いたのは、向こうの方たちは大体冬場は雪に覆われてしまうのですって。なので、結婚はしたいけれども、雪国は住みたくないという女性も多いらしいです。ですので、こちらの平野部に住んでいる方と出会いたいという方も多いらしいのです。そのようなお話を聞いて、まだ返事は返していませんけれども、方向性が決まりましたら連絡入れますよという話はしてあります。

ですので、県がやっている赤い糸プロジェクト等は、どこの団体に所属していなくても、できれば裾野を広げながら多くの方に参加していただきたいと、こう考えていますので、ご協力のほどをまたよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小林正明君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） いろいろアイデアが聞けてよかったとっております。ぜひ町長、沼田の方にも参加していただくほうがいいのかなとはっております。

それと、新聞の記事の中では、カップルになった方に、何か各町村のイベントなんかに招待して、デートになるのでしょうか、促進していくような感じも記載されていたかなと思いますので、そういったことも町長からもイベントと組み合わせてみたいな話があったので、積極的にしてもらいたいなと思っております。そうすることで、参加自治体が多いほうが参加人数も増えて盛況になると思っておりますので、そのように取り組んでいってもらいたいと思っております。

これはちょっと私の考えなのですが、例えばイベントと共催するとなると、例えばなのですが、新橋の促進大会と共同開催をするのもおもしろいかなと思っております。そうすることで、熊谷市と足利市の市民も加わりますし、より広域になります。促進大会の参加者減少問題にも、若い方が参加することで活況になると思っております。婚活事業と新橋促進への若い人たちの意識づけが両方達成できますし、将来成婚された方に新橋の渡り初めに参加してもらおうと、あるいは開通式ですか、そこで挙式を一緒にしてもらおうという特典もつけることができます。

これは単なる私の思いつきでございしますが、このようにいろいろなことが考えられると思っておりますので、試行錯誤を繰り返しながらも、この婚活パーティーが1回だということですが、未永く継続でき

ることを期待して、私、橋本和之の一般質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（小林正明君） 以上で6番、橋本議員の一般質問を終わります。

これで通告者全員の一般質問を終わります。

---

#### ○次会日程の報告

○議長（小林正明君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日3日は午前9時から開会いたします。

---

#### ○散会の宣告

○議長（小林正明君） 本日は以上をもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前10時20分）

## 令和4年第2回千代田町議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和4年6月3日（金）午前9時開議

- 日程第 1 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 2 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 3 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて（千代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 4 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和3年度千代田町一般会計補正予算（第13号））
- 日程第 5 報告第 1号 令和3年度千代田町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 6 報告第 2号 令和3年度千代田町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 7 報告第 3号 令和3年度西邑楽土地開発公社決算について
- 日程第 8 議案第31号 令和4年度千代田町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第32号 令和4年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 同意第 1号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 同意第 2号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 同意第 3号 千代田町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### ○出席議員（12名）

1番	金子	浩二	君	2番	橋本	博之	君
3番	原口	剛	君	4番	大澤	成樹	君
5番	酒巻	広明	君	6番	橋本	和之	君
7番	大谷	純一	君	8番	森	雅哉	君
9番	川田	延明	君	10番	高橋	祐二	君

11番 柿 沼 英 己 君      12番 小 林 正 明 君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 純 一 君
副 町 長	石 橋 俊 昭 君
教 育 長	岡 田 哲 君
総 務 課 長	宗 川 正 樹 君
企 画 財 政 課 長	須 永 洋 子 君
会 計 管 理 者 兼 税 務 会 計 課 長	茂 木 久 史 君
住 民 福 祉 課 長	高 田 充 之 君
健 康 子 ども 課 長	久 保 田 新 一 君
産 業 観 光 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	荒 井 稔 君
建 設 環 境 課 長	坂 部 三 男 君
都 市 整 備 課 長	荻 野 俊 行 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	森 田 晃 央 君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	栗 原 弘 明
書 記	森 田 真 緒
書 記	大 川 智 之

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（小林正明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第2回千代田町議会定例会2日目の会議を開きます。

---

○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分については、地方税法の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、千代田町税条例においても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

初めに、町民税では、寄附金税額控除の一部規定に関する経過措置が終了し、改正したものとなります。

固定資産税では、固定資産税課税台帳の閲覧等の手数料の規定内容の改正をはじめ、地域決定型地方特例措置の課税標準に関し、新たに貯留機能保全地域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置等を定めたものであります。また、新築住宅等に関する固定資産税軽減の規定の適用を受けようとする者の申告内容の一部改正や、宅地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度の固定資産税の特例の一部改正等を行ったものです。

その他、全般的に地方税法改正に伴う項ずれに係る所要の改正となります。

詳細については、税務会計課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 茂木税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（茂木久史君） それでは、承認第3号 千代田町税条例の一部改正につきまして、詳細説明を申し上げます。

先ほど申し上げたとおり、本案は地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、令和4年3月31日に公布され、同年4月

1日施行されることになりました。これに伴いまして、千代田町税条例におきましても所要の改正を行う必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

お手元に承認第3号の資料といたしまして、新旧対照表を配付させていただきましたので、こちらの資料を基に説明をさせていただきたいと思っております。下線の箇所は修正部分で、右側が現行、左側が改正案となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、新旧対照表の1ページになりますが、ご覧いただきたいと思っております。初めに、第34条の7第1項第5号、寄附金税額控除の改正でございます。旧民法第34条の規定により設立された社団法人または財団法人につきまして、新たな公益法人制度の施行日から起算して5年を経過する日までの期間は、それぞれ一般社団法人または一般財団法人として存続する経過措置が取られました。特定公益増進法人の認定を受けている旧民法法人に対する寄附金は、認定期間中寄附金税額控除の対象となる経過措置が、平成26年度から7年間経過し、申告内容の修正等があった場合にも、税額の変更等がなされることなく、経過措置期間が終了したことによって削除を行いました。

次に、第48条第9項、法人の町民税の申告納付の改正でございます。こちらは法第321条の8、国税の外国税法人の市町村民税の申告納付の改正に伴う規定の整備において、2つの項が追加されたため、条文中の項ずれを反映させたものになります。

続きまして、2ページをご覧いただきたいと思っております。第48条第11項、法人の町民税の申告納付の改正でございます。第9項と同様に法第321条の8、法人の市町村民税の申告納付の改正に伴う規定の整備を行い、条文中の項ずれを反映させたものになってございます。

次に、第73条の2第1項並びに73条の3第1項中の改正でございます。法第382条の2、固定資産課税台帳の閲覧のただし書きの規定による措置を講じたものを閲覧に供することができることとする法律改正により、改正を行ったものになります。また、法第382条の3ただし書きの規定による措置を講じたものを公布することができることとする法律改正により、改正を行ったものになります。

ただし書きの内容といたしましては、登記事項証明につきましては、登記名義人等の住所が記載されているところ、何人でも取得が可能でございます。登記所にDV被害等である旨の申出を行った者の、登記簿上の住所が当該閲覧や証明書の交付を通じて第三者に漏れる可能性があることから、固定資産税台帳の閲覧や証明の交付におきましても、申出を行った者の住所を記載せず、住所に代わる事項を記載するという内容になります。

続きまして、3ページをご覧いただきたいと思っております。附則第10条の2、法附則第15条の第2項第1号等の条例を定める割合の改正でございます。地域決定型地方特例措置、通称わがまち特例となる課税標準の特例につきまして、条例において割合を定めてございますが、法附則第15条第14項である固定資産税等の課税標準の特例に関する規定が削除されたことに伴い、条文中の項ずれを反映させたものになってございます。

次に、4ページ、5ページをご覧いただきたいと思います。附則第10条の2第15項の法附則第15条第44項については、新設となるものですが、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例を規定してございます。都市浸水の拡大を抑制する効果があると認められる土地を貯留機能保全区域として指定した場合に、当該の土地に係る固定資産税について、国の参酌標準を参考に4分の3を条例で定める割合としたものがございます。

今申し上げました附則第10条の2第15項を新たに加えることにより、以降の項ずれを改正したものでございます。

附則第10条の3、新築住宅等に係る固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の改正でございます。法附則第15条の9、耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額及び法附則第15条の9の2、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額の改正に伴う規定の整備について、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等の改正を行ったものになります。

5ページの下から4行目から6ページをご覧いただきたいと思います。附則第12条第1項、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する内容でございます。法附則第18条である宅地等に係る負担調整措置の改正に伴い、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%とする改正でございます。

平成9年度の評価替え以降、課税の公平の観点から、地域や土地にばらつきのある負担水準を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられ、宅地について負担水準の高い土地は税負担を上昇させることによって、負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されました。これまで負担水準の均衡化や適正化に取り組んできた結果、負担水準の均衡化は相当程度進展してきてございます。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症により、社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況は大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、負担調整措置等により税額が増加する土地については、前年度の課税標準に据え置く特別な措置が講じられました。また、令和4年度においては、景気回復に万全を期するため、激変緩和措置の観点から、商業地等の土地に限り、課税標準額の上昇幅を今年度に限り5%から2.5%とする特別な措置を講じる改正となります。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[[「なし」と言う人あり]]

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、承認第3号は原案どおり承認されました。

---

#### ○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第2、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分については、地方税法の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、千代田町都市計画税条例においても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

今回の改正については、地方税法附則第15条関係で、都市計画税等に係る課税標準の特例措置の規定として、地域決定型地方特例措置、いわゆるわがまち特例に関する一部規定を削除したほか、新たに貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置として、参酌標準を参考に特例割合を4分の3に定めたものです。また、宅地等に課する令和3年度から令和5年度までの各年度の都市計画税のうち、令和4年度に限り、商業用地に係る課税標準額の上昇幅を2.5%といたしました。

その他、全般的に地方税法改正に伴う項ずれが生じ、対応する箇所について所要の改正を行ったものであります。

詳細については、税務会計課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 茂木税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（茂木久史君） それでは、承認第4号 千代田町都市計画税の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。



本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、令和4年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されることになりました。これに伴いまして、千代田町都市計画税条例につきましても所要の改正を行う必要が生じたので、地方自治法179条第1項の規定によりまして、3月31日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

お手元に承認第4号の資料といたしまして、新旧対照表を配付させていただきましたので、この表によりまして説明をさせていただきます。下線の箇所が修正部分、右側が現行、左側が改正案となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1ページでございます。最初に附則第2項関係でございます。旧附則第15条第34項は、企業主導型保育事業に関する固定資産に係る課税標準の特例措置を規定しております。地域決定型地方特例措置となる課税標準の特例について、条例において割合を定めてございますが、法附則第15条14項である都市計画税等の課税標準の特例に関する規定が削除されたことに伴い、条文の項ずれを反映させたものになります。

次に、附則第4項、法附則第15条第44項でございますが、こちらは新設となるもので、先ほども申し上げましたが、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置を規定しております。都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる土地を貯留機能保全区域と指定した場合に、当該土地に係る都市計画税について参酌標準を参考に4分の3を条例で定める割合とします。

今申し上げました附則第4項を新たに加えることにより、第4項以降の項ずれを改正したものになってございます。

次に、附則第6項といたしまして、1ページ目から2ページ目をご覧いただきたいと思っております。宅地に対して課する令和3年度から5年度までの各年度の都市計画税の特例に関する内容でございます。法附則第25条である宅地等に係る負担調整措置の改正に伴い、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を2.5%とする改正でございます。

これは、平成9年度の評価替え以降の課税の公平の観点から、地域や土地にばらつきにある負担水準を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられ、宅地について負担水準の高い土地は税負担を上昇させることによって、負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されました。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の課税標準に据え置く特別な措置が講じられました。また、令和4年度においては、景気回復に万全を期するため、激変緩和措置の観点から、今年度に限り課税標準額を5%から2.5%にする特別な措置を講ずる改正となっております。

法附則の第8項、第9項、第10項、第13項、第14項中の改正につきましては、附則中の項ずれを改正したものとなっております。また、附則第15項の改正につきましては、先ほどご説明いたしました

貯留機能保全区域の指定を受けた土地に関する課税標準の特例の新設及び項ずれを反映させたものになってございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、承認第4号は原案どおり承認されました。

---

#### ○承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第3、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本専決処分については、地方税法の改正により、地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和4年4月1日に施行されることに伴い、千代田町国民健康保険税条例におきましても、所要の改正を行う必要が生じましたが、議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

改正の主な内容であります。国民健康保険税の課税限度額について引上げを行い、基礎課税額では現行の「63万円」から「65万円」に、後期高齢者支援金等課税額では、現行の「19万円」から「20万円」に改正いたしました。なお、介護納付金課税額については、据え置き「17万円」となります。

詳細については、税務会計課長から説明させますので、よろしくご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 茂木税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（茂木久史君） それでは、承認第5号 千代田町国民健康保険税の一部改正につきまして、詳細説明を申し上げます。

本案は、地方税法703条の4及び同法703条の5を基に、施行令第56条の88の2を改正する旨の内容が、総務省通知されましたので、国民健康保険税の改正部分につきましては、令和4年4月1日に施行されることとなりました。そのことに伴いまして千代田町国民健康保険税条例につきましても、所要の改正を行う必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、3月31日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

お手元に承認第5号の資料といたしまして、新旧対照表を配付させていただきましたので、こちらの資料に基づき説明をさせていただきます。下線の箇所が修正部分で、右側が現行、左側が改正案となっておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、新旧対照表1ページをご覧くださいと思います。最初に第2条、納税義務者に対する課税額の改正でございます。国民健康保険において保険税負担は、負担能力に応じた公平なものである必要がございますが、納めた保険税の多少にかかわらず、医療機関で受診した場合に、誰もがひとしく給付を受けられる権利があるとされてございます。このことから被保険者の納付意欲に与える影響や制度及び医療の円滑な運営を確保する観点において、応能原則の適用に一定の限度を設ける必要があるため、課税の最高限度額を地方税法等の規定の範囲内において、町村の条例により規定してございます。

この賦課限度額を超える条例規定は、当然これを超えたものについては違法となりますが、昨今の医療費等の増嵩の中、最高限度額を抑えることは、低・中所得者層に負担を強いる結果となることから、地方税法の規定趣旨を尊重し、最高限度額を法令に定める額のとおり規定することが望ましいとされてございます。

国民健康保険税の賦課限度額につきましては、これまで被用者保険におけるバランスを考慮し、賦課限度額超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に引き上げているところでございます。令和4年度におきましては、医療給付費等の増加が見込まれる中で、限度額の超過世帯割合が1.5%台となるように、バランス等を考慮し、基礎負担分を2万円、それから後期高齢者支援金負担分を1万円、それぞれ引上げ、限度額を医療費負担分65万円、後期高齢者支援金負担分を20万円にそれぞれ引き上げる改正を行うものでございます。なお、介護保険料分は据え置き17万円となっております。

次に、第21条国民健康保険税の軽減における改正となります。こちらは第2条の改正に伴い、賦課限度額の表記が変更になるものでございます。

2ページのほうお進みいただきたいと思っております。附則第2項の改正でございますが、第21条第2項、

未就学児の被保険者均等割の軽減が、令和4年4月1日より新たに施行されることに伴い、同条中の文言を同項中に改正したものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、承認第5号は原案どおり承認されました。

---

#### ○承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第4、承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、繰越明許費を追加する必要が生じましたが、年度末のため議会を招集するいとまがなく、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度千代田町一般会計補正予算（第13号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

補正の内容について申し上げます。住民税均等割非課税世帯や、新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する総務費の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業において、年度内の事業完了が見込めなくなったことから、5,968万9,000円を令和4年度に繰越しを行いました。なお、歳入歳出予算の総額についての変更はありません。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて、原案どおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、承認第6号は原案どおり承認されました。

---

#### ○報告第1号の上程、説明、報告

○議長（小林正明君） 日程第5、報告第1号 令和3年度千代田町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

町長に報告を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 報告第1号 令和3年度千代田町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告いたします。

繰越計算書に記載のありますとおり、令和3年度千代田町一般会計予算に係る事業のうち、庁舎管理事業など総務費関係14件、子育て世帯の臨時特別給付金給付事業の民生費関係1件、新型コロナウイルスワクチン接種事業の衛生費関係1件、道路新設改良整備事業など土木費関係3件、小中学校の感染症対策事業関連として教育費関係3件、合わせて22件の事業で、総額2億2,132万4,000円を令和4年度に繰り越したものであります。

なお、感染症対策施設改修事業からマイナンバーカード普及促進事業までの10事業、及び教育費関係の3事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金に係る事業であります。

これら22事業は、本年3月の第1回議会定例会において可決いただきました令和3年度千代田町一

般会計補正予算（第11号）、及び先ほどの専決処分事項の承認6号でご審議いただいた令和3年度千代田町一般会計補正予算（第13号）において繰越明許費として設定したものでありますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、議会に報告することとされておりますので、報告させていただくものであります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小林正明君） 以上で報告を終わります。

---

#### ○報告第2号の上程、説明、報告

○議長（小林正明君） 日程第6、報告第2号 令和3年度千代田町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

町長に報告を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 報告第2号 令和3年度千代田町一般会計事故繰越し繰越計算書について、ご報告いたします。

繰越計算書に記載のありますとおり、令和3年度千代田町一般会計予算に係る事業のうち、市町村道路整備事業の土木費関係1件、総額3,248万6,681円を令和4年度に繰り越したものであります。これは令和2年度から令和3年度へ繰越した都市計画道路延伸分に係る事業分ではありますが、用地取得に不測の日数を要したことから、年度内の事業完了が見込めなくなりました。そのためさらなる繰越しとなる事故繰越しとして設定したものでありますが、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、事故繰越し繰越計算書を調製し、議会に報告することとされておりますので、ご報告させていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小林正明君） 以上で報告を終わります。

---

#### ○報告第3号の上程、説明、報告

○議長（小林正明君） 日程第7、報告第3号 令和3年度西邑楽土地開発公社決算についてを議題といたします。

町長に報告を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 報告第3号 令和3年度西邑楽土地開発公社決算について、報告いたします。

本案は、西邑楽土地開発公社の決算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告す

るものであります。

なお、本報告書については、去る5月25日の公社理事会において、全会一致で原案どおり可決されております。

詳細については、都市整備課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 荻野都市整備課長。

○都市整備課長（荻野俊行君） 報告第3号につきまして詳細説明を申し上げます。

お手元資料の中ほどに位置します中敷きのピンク色の色紙以降にございます決算書資料の7ページをお開きいただきたいと思います。

事業の概況報告でございますが、土地造成事業といたしまして、千代田第二工業団地及び第三工業団地造成費等として、群馬県企業局への分割譲渡代金の支出をいたしました。また、造成地売却事業といたしまして、東部住宅団地一般分譲地3区画及び第二工業団地2区画の売却に伴う収益がございました。

続きまして、決算書の1ページに戻っていただき、ピンク色の中敷き以降のA3折り込みをご覧いただきたいと思います。まず、収益的収入及び支出におきましては、収入の総決算額が11億7,909万5,974円で、事業区画区分ごとの内容は記載のとおりでございます。

次に、支出の総決算額でございますが、9億1,576万9,318円で、事業区分ごとの内容は記載のとおりでございます。

次に、2ページをご覧ください。資本的収入及び支出でございます。収入の総決算額が13億3,956万3,290円で、内容は記載のとおりでございます。次に、支出の総決算額は22億4,735万4,000円で、内訳は記載のとおりでございます。

なお、収入が支出に対して不足する額につきましては、記載のとおり、過年度及び当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

3ページをご覧いただきたいと思います。損益計算書でございますが、公社の1年間の経営状況を表すものでございます。1の事業収益から2の事業原価を差引きますと、2億7,007万5,290円の当期総利益が発生いたしました。こちらから3の販売費及び一般管理費を差引きますと、2億6,600万7,202円の事業利益となりました。また、事業利益に4の事業外収益を足し上げ、5の事業外費用を差引きますと、2億6,332万6,656円の当期純利益となりました。

4ページをご覧いただきたいと思います。貸借対照表でございますが、公社の資産状況を表すものでございます。まず、資産の部でございますが、1の流動資産の合計は25億838万6,197円で、明細につきましては記載のとおりでございます。

次に、負債の部でございますが、1の固定負債が21億2,356万9,891円でございます。

次に、資本の部でございますが、1の基本金として、千代田町からの拠出金である基本財産300万円でございます。

次に、2の準備金でございますが、記載のとおり、前期繰越準備金と当期純利益を合わせて3億8,181万6,306円でございます。

従いまして、資本合計は、1の基本金と2の準備金を合わせ3億8,481万6,306円となり、負債資本合計が25億838万6,197円で、資産合計と合致しております。

5ページ以降につきましては、財産目録等を添付してございます。また、令和4年度予算書も添付してございますので、後ほどご覧いただくことをお願い申し上げます。以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（小林正明君） 以上で報告を終わります。

---

### ○議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第8、議案第31号 令和4年度千代田町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 議案第31号 令和4年度千代田町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,874万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億1,174万5,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫負担金及び補助金のほか、寄附金、基金繰入金を追加いたします。

歳出では、職員の人事異動等に伴う人件費の整理や、衛生費では、国の方針に基づき、60歳以上の高齢者及び18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する者等を対象に、新型コロナウイルスワクチンの第4回目接種を実施する予算を追加いたします。なお、財源については、国庫支出金が全額交付されます。

また、土木費の市町村道路整備事業では、都市計画道路の延伸部分において、用地買収等の交渉に進展がありましたので、契約に必要な費用を追加するものであります。

詳細については、企画財政課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） それでは、議案第31号につきまして詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、先ほど町長から説明があったとおりでございます。

それでは、補正予算の主なものにつきまして、事項別明細書によりご説明いたします。8ページ、



9ページをお願いいたします。なお、説明に当たりましては、右側説明欄を基にご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、歳入でございます。14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費として1,093万3,000円を、その下2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金では、ワクチン接種体制確保事業費181万2,000円をそれぞれ追加いたします。これは先ほど町長から説明がありましたとおり、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種を実施いたしますが、その財源として費用の全額を受け入れるものでございます。

続きまして、17款寄附金、1項寄附金では、一般寄附金の実績に基づきまして600万円を追加いたします。

その下、18款繰入金、2項基金繰入金、3目公共施設建設基金繰入金では、道路整備事業に充当するため1,000万円を繰り入れいたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。次に、歳出につきましてのご説明でございます。歳出の補正のうち、各款におきまして職員人件費の補正を行っておりますが、人事異動に伴う精査等を行ったことから全体的な補正となっておりますので、よろしくお願いいたします。

では、歳出の人件費以外の部分につきまして、右側説明欄を基にご説明いたします。12ページ、13ページをお願いいたします。初めに、2款総務費、1項総務管理費、7目防犯対策費の説明欄丸、防犯対策事業では、電気料の高騰により防犯灯電気料に不足が生じたため、9万9,000円を追加いたします。

14ページ、15ページをお願いいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の説明欄2つ目の丸、社会福祉協議会補助事業では、臨時職員人件費事務局長分を補助金として363万1,000円追加するものです。

ページが飛びまして、18ページ、19ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費では、説明欄2つ目の丸、新型コロナウイルスワクチン接種事業として、1,274万5,000円を追加いたします。これは国の方針に基づき、60歳以上の高齢者や18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方などを対象に実施いたします新型コロナウイルスワクチン4回目接種に係る費用となりまして、報償費及び委託料となっております。

おめくりいただきまして、20ページ、21ページをお願いいたします。7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、説明欄2つ目の丸、観光振興事業に15万4,000円を追加いたします。これは東京都庁で開催される全国観光PRコーナーに本町も参加できることになりましたので、イベント展開に必要な有料道路使用料及び駐車場使用料を追加するものです。

おめくりいただきまして、22ページ、23ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、1つ目の丸、道路新設改良整備事業では、用地測量に時間がかかり、予算編成時には間に合いませんでした舞木地内の買収予定地におきまして、買収地積が把握できたことから、

道路用地購入費55万円を追加いたします。

2つ目の丸、市町村道路整備事業では、都市計画道路の延伸部分におきまして、地権者との交渉の結果、進展が見られましたことから、契約に必要な予算3,930万円を追加するものです。道路用地購入費及び物件補償費でございます。

ページが大きく飛びまして30ページ、31ページをお願いいたします。最後に、14款予備費、1項予備費に37万4,000円を追加いたしまして、収支の均衡を図るものでございます。なお、次ページ以降は、給与費明細書を添付させていただきました。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、大谷議員。

[7番（大谷純一君）登壇]

○7番（大谷純一君） 1点確認したいことがあります。15ページの先ほど須永課長からご説明のあった社会福祉協議会補助事業で、たしか事務局長とおっしゃったと思うのですが、これどうして補正なのか、分かっていることでしたら多分当初予算だと思うのですが、どうして補正になったかという理由をお聞かせいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

社会福祉協議会の事務局長は、令和3年度は町役場からの派遣でございました。令和4年度の当初予算を組むときには決定しておりませんでした。3月に行われました社会福祉協議会の幹事会のほうで、現柿沼事務局長が就任するということが決定しましたことから、そのための人件費が必要となったため、今回6月で補正させていただくものでございます。

以上です。

○議長（小林正明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 先ほど須永課長から説明がありましたとおりなのですが、前年度は役場の職員のほうから向こうに、人事交流という部分もありまして行っていました。今年度は前総務課長が向こうに事務局長として行ったわけです。その中で、ここ5年、10年のスパンで見ますと、いろいろな職員の方が事務局長で、そうやってあそこを担っていただいたのですけれども、その中で今年度は柿沼前総務課長が、あそこを事務局長として担っていただいているわけでありまして。その中でいろいろ検討した結果、あそこの給料体系が役場職員に準ずると、号給です。それを準用して、何号給かちょっと分からないのですけれども、それを適用したということでありまして。

以上です。

○議長（小林正明君） ほかに質疑はございませんか。

8番、森議員。

[8番（森 雅哉君）登壇]

○8番（森 雅哉君） 9ページの一般寄附金600万円について、もう少し説明していただけますでしょうか。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

一般寄附金といたしまして、4月に600万円、お二方からなのですけれども、600万円の寄附金をいただきました。町の発展のためにということでいただきました。そのため当初予算では1,000円のみでございましたので、今回600万円追加で計上させていただきました。

以上です。

○議長（小林正明君） ほかに質疑ありませんか。

5番、酒巻議員。

[5番（酒巻広明君）登壇]

○5番（酒巻広明君） 20、21ページの下の方の商工総務費の中の一番下の丸ポチの観光振興事業ということで15万4,000円、東京都庁のほうで本町の観光PRができるということなのですが、これは観光業者等の企業向けにPRをするのか、それとも一般向けにPRをするのか、そういった部分のちょっと詳細をお聞かせ願います。よろしく願いいたします。

○議長（小林正明君） 荒井産業観光課長。

○産業観光課長兼農業委員会事務局長（荒井 稔君） ご質問にお答えをいたします。

この全国観光PRコーナーでございますが、これは東京都が主催するものでございまして、全国の自治体の観光情報発信拠点といたしまして、東京都の庁舎内におきまして、全国観光PRコーナーというのを運営しておりまして、その中のイベントコーナーに、全国の各自治体が観光、産業、物産のPRについて参加の申請をすることによりまして、ここを活用できるというものでございます。

このたび、今年の1月27日付で東京都ぐんまちゃん家担当課を通して、東京都よりこの全国観光PRコーナーの利用募集について案内がありました。課内で協議した結果、ぜひ参加させていただこうということになりまして、参加の申請をしたところ、利用決定の案内があり、このたび初めて参加させていただくものでございます。

ご質問の企業向けか一般向けかというところでは、これは一般向けの観光のPRになるかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小林正明君） 5番、酒巻議員。

○5番（酒巻広明君） 説明のほう、ありがとうございました。本町繰越しのほうで新しい旅行スタイル、環境整備ということで自転車のほうも整備されますので、そういった部分も含めながらしっかりと町のPRをしていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小林正明君） ほかに質疑はございませんか。

6番、橋本議員。

[6番（橋本和之君）登壇]

○6番（橋本和之君） 11ページの一番下なのですが、企画費の職員人件費についてちょっと聞かせていただきたいのですが、たしか1人増えたのだと思うのですが、人員が、職員さんが。増えたのだけれども、さっきの質問ではないのですが、なぜ補正できたのが1つと。もう一つが、企画財政課の場合、ふるさと納税に力を入れておって、結果も出ていて、職員さんも表彰されるといったことで、今後もますます力を入れていくところだとは思いますが、その辺のところ、人員を増やしてどういうことをしていくとか、そういったことが聞きたいなと思います。

以上です。

○議長（小林正明君） 宗川総務課長。

○総務課長（宗川正樹君） それでは、ご質問にお答えいたします。

企画費の人件費の増につきましては、橋本議員おっしゃるとおり、職員1名増員となりましたので、その分の追加ということになります。ふるさと納税につきましては、今千代田町、県内でもトップということで、これから力を入れていくということで、町長のご判断によりまして1名増ということにさせていただきました。

以上でございます。

○議長（小林正明君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） それでは、増員理由とすると、ふるさと納税に専業として充てるというか、そういう形でよろしいのでしょうか。

○議長（小林正明君） 須永企画財政課長。

○企画財政課長（須永洋子君） ご質問にお答えいたします。

ご質問のように、ふるさと納税に力を入れていくということで、そのような配置となってございます。また、これからどうやって取り組んでいくかという点につきましては、昨年度の途中までは、楽天さんとふるさとチョイスさんの2つだったところを9つのサイトに増やしまして、そこで大分結果を残しております。これからもさらに増やせるところを検討中でございまして、まだまだ拡大できる余地があるというふうに考えておりますので、頑張ったいと思っています。

以上です。

○議長（小林正明君） 6番、橋本議員。

○6番（橋本和之君） 大変期待をしておりますので、よろしく頑張っただければなと思います。

以上です。

○議長（小林正明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第31号 令和4年度千代田町一般会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

---

### ○議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第9、議案第32号 令和4年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 議案第32号 令和4年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ749万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億114万2,000円とするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入では、職員人件費の見直しに伴う、国庫・県費補助金及び町繰入金を追加するものであります。また、歳出では、総務費及び地域支援事業費について、それぞれ職員人件費を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第32号 令和4年度千代田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

---

#### ○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第10、同意第1号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小林正明君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 同意第1号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和4年6月19日をもって任期満了となる森田清史氏を、引き続き固定資産評価審査委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

森田氏におかれましては、これまでに第13区区長として尽力され、現在も地域のリーダーとして広く活躍されております。また、これまでの3期9年間、固定資産評価審査委員として経験を積まれており、適任者でありますので、引き続き委員として委嘱いたしたく提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第1号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、同意第1号は原案どおり同意することに決定いたしました。

---

### ○同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第11、同意第2号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（小林正明君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 同意第2号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和4年6月19日をもって任期満了となる川島政好氏を、引き続き固定資産評価審査委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

川島氏におかれましては、これまでに第4区区長として活躍され、過去においては交通指導員として15年間にわたり地域住民の安全確保に貢献されるなど、地域のリーダーとして活躍されております。

また、これまでの2期6年間、固定資産評価審査委員として経験を積まれており、適任者でありますので、引き続き委員として委嘱いたしたく提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第2号 千代田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、同意第2号は原案どおり同意することに決定いたしました。

---

### ○同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第12、同意第3号 千代田町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

書記に議案を朗読させます。

[書記朗読]

○議長（小林正明君） 町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 同意第3号 千代田町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、教育長の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

本案は、現教育長である岡田哲教育長が、6月9日をもって任期満了を迎えることから、後任として、上五箇在住の田島育子氏を任命いたしたく、提案するものであります。

田島氏は、中央大学法学部法律学科を卒業された後、昭和58年4月に群馬県教員となり、太田市立宝泉小学校の教諭として教員生活をスタートされ、その後本町の西小学校、東小学校、千代田中学校などを経て、平成22年4月より明和町立明和西小学校の教頭として勤務されました。

平成24年4月からは、町教育委員会の主任指導主事として3年間勤務され、平成27年4月からは邑楽町立高島小学校の校長として学校教育の発展にご尽力をされ、平成30年3月末日をもって定年退職されました。退職後は、町教育委員会の適応指導教室指導員としてご活躍いただいております。

学校教育分野における管理職経験、また町教育委員会での行政職経験など豊富な識見を持ち、人柄も温厚で信頼も厚く、本町の教育行政にお力添えをいただけるものと考え、教育長に任命いたしたく提案するものであります。

なお、任期は、令和4年6月10日から令和7年6月9日までの3年間となります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。



○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、大谷議員。

[7番（大谷純一君）登壇]

○7番（大谷純一君） ただいま町長から提案理由がございましたけれども、田島先生はすばらしい先生だと私も認識しております。一つ心配な点がありまして、町長おっしゃったように、適応指導教室の要となってきた先生なのです。その先生が教育長になりますと、その後の適応指導教室の運営等はどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小林正明君） 高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 現在、先ほど述べたように適応指導教室もお世話になっております。さらに幾つかの役職も持たれております。その辺は兼務をしていただきながら、今度立場はもちろん教育長という立場になるわけですが、その立場から今度観点がまた変わってくるわけですから、その辺も含めた中で、ほかにもまだ適応指導教室の中でも職員もおりますので、今、要となっているのですけれども、その辺も含めた中で継続してやっていただければと、このように考えております。

○議長（小林正明君） 7番、大谷議員。

○7番（大谷純一君） 本当に立派な先生なので今後期待したいと思いますが、今後、教育長になられたら、田島先生が人事権でもって先生を適応指導教室に引っ張ってこられるのか、それも期待したいと思いますが、町長におかれましても側面からバックアップをしていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（小林正明君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

同意第3号 千代田町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、同意第3号は原案どおり同意することに決定しました。

---

#### ○次会日程の報告

○議長（小林正明君） これで本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから7日まで休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） ご異議なしと認めます。

よって、7日まで休会といたします。

なお、6日月曜日は午前9時より文教民政常任委員会、午後1時30分より総務産業常任委員会を、それぞれ全員協議会室において開会いたします。よろしく願いいたします。

---

#### ○散会の宣告

○議長（小林正明君） 本日は以上をもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前10時22分）

## 令和4年第2回千代田町議会定例会

議事日程（第3号）

令和4年6月8日（水）午前9時開議

（その1）

日程第 1 閉会中の継続調査の申し出

（その2）

日程第 2 議案第33号 令和4年度千代田町一般会計補正予算（第2号）

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（12名）

1番	金子	浩二	君	2番	橋本	博之	君
3番	原口	剛	君	4番	大澤	成樹	君
5番	酒巻	広明	君	6番	橋本	和之	君
7番	大谷	純一	君	8番	森	雅哉	君
9番	川田	延明	君	10番	高橋	祐二	君
11番	柿沼	英己	君	12番	小林	正明	君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	高橋純一	君
副町長	石橋俊昭	君
教育長	岡田哲	君
総務課長	宗川正樹	君
企画財政課長	須永洋子	君
会計管理者 兼税務会計課長	茂木久史	君
住民福祉課長	高田充之	君

健康子ども課長	久保田	新一	君
産業観光課長兼 農業委員会 事務局長	荒井	稔	君
建設環境課長	坂部	三男	君
都市整備課長	荻野	俊行	君
教育委員会 事務局長	森田	晃央	君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	栗原	弘明
書記	森田	真緒
書記	大川	智之

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長（小林正明君） おはようございます。

本日の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第2回千代田町議会定例会3日目の会議を開きます。

---

○閉会中の継続調査の申し出

○議長（小林正明君） これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

今朝ほど配付いたしました申出書のとおり、各常任委員長、議会運営委員長並びに議会改革推進特別委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。申出書のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） ご異議なしと認めます。

よって、申出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

---

○日程の追加

○議長（小林正明君） この際、お諮りいたします。

今朝ほど配付いたしました案件について、議事日程に追加したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小林正明君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第2を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

○議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林正明君） 日程第2、議案第33号 令和4年度千代田町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

[町長（高橋純一君）登壇]

○町長（高橋純一君） 皆さん、おはようございます。議案第33号 令和4年度千代田町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に800万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ55億1,974万

5,000円とするものであります。

補正の内容については、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を速やかに行いたく、急遽補正予算を編成させていただきました。

補正の概要について申し上げます。まず、歳入では、新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金を財源とした子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金を600万円、事務費として200万円をそれぞれ追加いたします。

次に、歳出では、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に800万円を追加いたします。これは、県から給付金が支給されるひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金として、児童1人当たり5万円を支給するもので、給付金分と給付に係る事務費分であります。

なお、本事業については、全額国庫補助負担となります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林正明君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小林正明君） 討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第33号 令和4年度千代田町一般会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（小林正明君） 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

以上で、今定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

---

#### ○町長挨拶

○議長（小林正明君） 町長に発言を求められておりますので、これを許します。

高橋町長。

〔町長（高橋純一君）登壇〕

○町長（高橋純一君） 令和4年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今月2日から本日までの7日間にわたり、専決処分事項の承認や補正予算、人事などの重要案件につきまして慎重な審議をいただきましたことに対し、お礼を申し上げます。また、会期中にいただきましたご意見やご指摘などにつきましては、今後の行政運営に当たり、十分心して努めてまいりたいと思います。

さて、7月より4回目の新型コロナワクチン接種がスタートいたします。現在お知らせのチラシが毎戸配布にて周知を図っております。順次接種対象者へ接種券を配布する準備を行っているところであります。群馬県においては、5月28日から6月10日まで警戒レベル1に引き下げておりますが、気を緩めることなく、引き続き感染症予防の対策をお願いいたします。

関東地方では、群馬県のみが1ということとなっております。また、今年度の「川せがき」につきましては、先日の事前打合せ会議において、読経、灯ろう流し、花火を無観客で開催する方向で進んでおります。この後代表者会議、全体会議を経て決定するわけではありますが、開催に当たりましては、様々な課題もありますので、関係者の皆様や議員各位のお力添えをいただきながら、職員一丸となって進めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしく申し上げます。

御存じのとおり7月1日より、「サントリービール株式会社利根川ビール工場」から「サントリー株式会社群馬ビール工場」へ工場名が変更となります。利根川ビール工場様は、本町の町制施行と同じ年に操業を開始しており、共に40周年を迎えております。また、平成30年3月30日には、邑楽郡5町とサントリービール株式会社様との連携包括協定を締結しております。7月8日において、館林市を含めた1市5町とサントリー株式会社様との連携包括協定の締結に向けて調整を図っているところであります。ふるさと納税事業をはじめいろいろと連携しながら取り組んでいくとともに、ほかの町内企業様との連携も模索してまいりたいと考えております。

そして、利根川新橋については、5月31日の群馬県議会において、地元選出の県議会議員より一般質問があり、県土整備部長から前向きな答弁をいただいております。これからも状況を見ながら、引き続き関係機関への働きかけを行うとともに、我々のできることを粛々と進めてまいりたいと考えております。利根川新橋の早期着工には、議員の皆様のご支援、ご協力が必要不可欠でありますので、よろしくをお願いいたします。

大利根工業団地と鞍掛工業団地を結ぶ（仮称）産業道路においても、前向きな答弁をいただいております。また、国道293号線においても前向きな答弁をいただいております。関係自治体と連携を取りながら、前へ前へ進めてまいりたいと考えております。

これから梅雨、夏、秋と、季節を迎えますが、台風やゲリラ豪雨など発生しやすくなります。この間の全員協議会においてもご報告申し上げましたが、広域避難のアンケート結果がまとまりましたので、それを基に今後の水害対策に役立てていきながら、現在各行政区長へ個別避難計画の作成を依頼し、災害対策の強化に取り組んでいるところであります。引き続き我々の使命であります町民の財産と命を守ることを胸に刻み、いつ発生するか分からない地震や水害など、日頃からの備えに努めてまいる

所存であります。

なお、教育長・岡田哲氏は、明日で退任となります。6年間大変ありがとうございました。岡田教育長が残された教育行政に係ることに関しては、かなりの功績があったと私は思っております。ぜひ明日で退任となりますが、また新たな教育長さんを迎えながら、また議会と我々行政と町民と、三位一体となって進めてまいりたいと、こう考えております。

結びになりますが、議員各位におかれましては、健康にご留意いただきながら、町政発展のためご活躍いただきますよう、お願い申し上げます、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

---

### ○閉会の宣告

○議長（小林正明君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る2日から本日まで7日間にわたり、令和4年第2回千代田町議会定例会が開催されました。会期中、議員各位には終始ご熱心にご審議賜り、諸議案も滞りなく議了いたしましたことに対し、心から御礼申し上げます。

今定例会においては、3名の議員による一般質問と町長提案の承認、報告、補正予算及び人事案件など、十分な議論を行いながら円滑な議会運営が図られました。特に人事案件においては、2名の千代田町固定資産評価審査委員会委員が同意されるとともに、田島育子教育長の任命について同意され、千代田町における教育のさらなる充実のため、今後のご活躍を期待するものであります。そして、岡田教育長におかれましては、大変お疲れさまでした。ありがとうございます。

さて、令和2年度において、群馬県のごみ排出量が全国ワースト6位との新聞報道がありました。2年前の集計ではありますが、本町はごみ排出量は県内でも特に多いことから、本年5月10日に開所いたしましたちよだe c oパーク東の運用により、リサイクル化がより進み、ごみの減量化が少しでも進むことを願うものであります。

町当局におかれましては、会期中議員各位から寄せられました要望や意見等を尊重していただき、町行政の執行に十分反映されますようご検討をお願い申し上げます。

結びになりますが、今定例会の運営に当たりご協力いただきました町当局に対しまして、心から感謝申し上げます。梅雨の時期に入り、明けますと暑い夏が続きますが、ご参会の皆様のご健勝とご活躍を心からご祈念申し上げます、令和4年第2回千代田町議会定例会を閉会いたします。

長い間、大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前 9時13分）



上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和4年 月 日

千代田町議会議長 小 林 正 明

①署名議員 酒 卷 広 明

②署名議員 橋 本 和 之